

お知らせ

現在提供している建築基準法道路種別データについて、**3月末から表示方法を変更し、提供内容を充実**させます。変更内容は下記のとおりです。

- ① 道路の着色されたライン上をタッチすると、**道路種別が表示され、印刷時も反映**
- ② 建築基準法**第42条第1項道路**について、明確なものは**1号から4号まで表示**
- ③ 法第42条第1項第5号について、**指定番号のみ**でなく**指定番号と指定日**を表示
- ④ **道路部分を面的に着色**していたものを、**ライン（線）表示に変更**

現在の画面

The screenshot shows the '横浜市 行政地図情報提供システム' (City of Yokohama Administrative Map Information Provision System). The main map area displays a street grid with several roads highlighted in green, indicating they are currently shaded. The left sidebar contains various information panels, including '住所・施設を検索' (Search address/facility), '情報表示' (Information display), and '表示切替' (Display toggle). The top navigation bar includes options like 'まちづくり地図情報' (City planning map information), '地盤View' (Soil view), and '道路台帳情報' (Road ledger information).

変更後の画面

This screenshot shows the same system after updates. The road lines are now represented by thin black lines instead of green shaded areas. A yellow box with the number '4' is placed over a road line on the map. The left sidebar has been updated with new information, highlighted by a red dashed box and numbered '1' and '3'. The new information includes:

- ① **建築基準法道路種別(指定道路)**
- ③ **法第42条第1項第5号道路**
指定番号: 34-6
指定日: 昭和34年1月30日

The rest of the interface, including the search bar and top navigation, remains the same as in the previous screenshot.

現在の凡例

建築基準法道路種別 凡例

注意事項

建築基準法道路種別の地図表示範囲は 1/1500までとなっております。地図画面の表示縮尺が1/1000となっている場合は道路種別情報が表示されませんのでご注意ください。

建築基準法道路種別 凡例

法第42条第1項第1号から第4号までのいずれかに判断される道路(道路幅員4m以上)

- ・第1号 道路法による道路
- ・第2号 都市計画法等による道路
- ・第3号 法施行日(昭和25年11月29日)に現に存在する道
- ・第4号 道路法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

注1) 第1号から第4号までのいずれかに該当するかは、別途調査が必要です。

注2) 道路幅員が4m未満の場合、その他疑義がある場合は、建築局建築道路課にご来庁のうえ、ご相談ください。

変更後の凡例

建築基準法道路種別(指定道路図) 凡例

注意事項

法第42条第1項第1号から第5号の各道路及び法第42条第1項第1号から第3号のいずれかの道路で現況道路幅員が4m未満の場合又はその他各道路で疑義がある場合は、建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。

建築基準法道路種別(指定道路図) 凡例

建築基準法第42条の道路	②	<p>法第42条第1項第1号道路(道路幅員4m以上) ⇒道路法による道路</p> <p>◆要件としては ① 公道であること⇒「認定路線図」で確認。 ② 公道の幅員が4m以上あること⇒「道路台帳区域線図」または「道路台帳境界明示図・復元図」(通称査定図)で確認。 ③ 公道としての現況幅員が4m以上あること⇒「道路台帳平面図」または「現地」で確認。 以上の3点をすべて満たしていることが必要です。</p> <p>◆「認定路線図」「道路台帳区域線図」「道路台帳平面図」は、道路局道路課(階内中央ビル(セルテ側)2階)にて閲覧できます。 また横浜市ホームページの行政地図情報(よこはまのみち)でもご覧いただけますので下記のURLでご確認ください。 URL: http://www.city.yokohama.jp/douradaichou/</p> <p>◆「道路台帳区域線図」が存在しない場合は各区土木事務所に「道路台帳境界明示図・復元図」(通称査定図)を閲覧し、ご確認ください。ただし、図面がない場合もございます。 各区土木事務所の場合については下記のURLでご確認ください。 URL: http://www.city.yokohama.lg.jp/dora/menu/20140225170906.html</p>
		<p>法第42条第1項第2号道路(道路幅員4m以上) ⇒都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法等による道路</p> <p>◆開発行為によって築造された道路は建築局建築道路課で開発登録簿が取得できますのでご確認ください。 ◆土地区画整理法による道路か否かは、建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。 なお、現況幅員が4m未満の場合には道路形態原則復元する必要があります。 また換地図がある地区については都市整備局市街地整備課の「くっぴー」で換地図がご覧いただけますので下記のURLでご確認ください。 URL: http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/ebichousei/kanchizu/</p>
		<p>法第42条第1項第3号道路(道路幅員4m以上) ⇒法施行日(昭和25年11月29日)に現に存在する道</p> <p>◆道の幅員等の詳細については建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。</p>
		<p>法第42条第1項第1号から第3号のいずれかの道路(道路幅員4m以上) ⇒法第42条第1項第1号から第3号のいずれかの道路は、これまでの建築申請の資料等を根拠として、法上の道路と扱っていますが、詳細な調査等により、他の道路等に変更になる場合があります。</p> <p>◆公道で現況幅員が4m以上あるが、「道路台帳区域線図」が存在しない道路は、法第42条第1項第1号から第3号のいずれかの道路と扱っています。この場合、各区土木事務所に幅員4m以上の「道路台帳境界明示図・復元図」(通称査定図)を保管しているかご確認ください。図面があった場合は法第42条第1項第1号道路に判定できますので図面をご持参のうえ、建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。</p>
		<p>法第42条第1項第4号道路(道路幅員4m以上) ⇒都市再開発法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの</p> <p>注1) 指定時の道路位置、幅員等について、建築局建築道路課で指定図を閲覧できますのでご確認ください。ご不明な点等がある場合は、建築局建築道路課(建築企画担当)にご相談ください。 注2) 指定時の道路幅員及び道路形態が確保されているか、現地調査によりご確認ください。</p>

建築基準法第42条の道路	<p>法第42条第1項第5号に該当する道路(道路幅員4m以上)</p> <p>土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等による規定を遵守する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの</p> <p>注1) 指定時の道路幅員が確保されているか、現地調査により確認してください。</p> <p>注2) 指定時の道路位置、幅員及び避難道路の位置等について、建築局情報相談課の位置指定図で、ご確認ください。</p> <p>注3) 公道に修繕されている場合がありますので、その場合は、公道の位置、幅員等をご確認ください。</p> <p>注4) 指定時の道路幅員が不足している場合、その他疑義がある場合は、建築局建築道路課にご来庁のうえ、ご相談ください。</p>
	<p>道路幅員が4m未満の場合(法第42条第2項に判断される道路)</p> <p>注1) 横浜市では、法施行日に現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満1.8m以上の道を法第42条第2項の道路として一括指定しています。個々の道の判定については、これまでの確認申請の資料等を根拠としていますので、詳細な調査等により、他の道路等に変更になる場合があります。</p> <p>注2) この道路に接する敷地に建築物を建築する場合、道路の中心線から2mの後退線を道路の境界線とみなし、門扉等を後退させる必要があります。また、道路後退部分は、道路の一部であり、建築物の敷地に含まれません。</p> <p>注3) 道路後退等の詳細については、現況図、道路等境界明示図・復元図等、当該敷地に関する資料をご持参のうえ、建築局建築道路課にご相談ください。</p> <p>道路幅員が4m以上の場合</p> <p>注1) 新たな事実関係の判明により、法第42条のいずれかの道路に該当しますので、現況図、道路等境界明示図・復元図等、当該敷地に関する資料をご持参のうえ、建築局建築道路課にご相談ください。</p>
建築基準法第43条の道路状況	<p>法第43条第1項ただし書きの許可を要する道路状況</p> <p>法第42条に定める道路に該当しないため、法43条第1項ただし書きの許可が必要となる道路状況</p> <p>注1) この道路状況に接する敷地に建築物を建築する場合、法第43条第1項ただし書きの許可申請が必要となりますので、建築局建築道路課にご来庁のうえ、ご相談ください。</p> <p>注2) 許可にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法施行規則で定める基準に適合する建築物であること ② 特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物であること ③ 建築審査会の同意を得た建築物であること <p>の条件をすべて満たす必要があります。したがって、この道路状況に接していても、必ず許可になるとは限りません。</p> <p>注3) 許可については、建築行為を行う都度必要となりますので、過去に許可を得た場合でも、その後の道路状況の変化や建築計画の内容によっては、許可ができない場合や新たな条件が発生する場合があります。</p>
注意事項	行政指導により、拡幅や土木事務所等への相談が必要となる道路がありますので、建築局建築道路課にご来庁のうえ、ご確認ください。

建築基準法の道路種別については、建築局建築道路課のWEBページでご確認ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/doro/index.html>

整備促進道路線 凡例	
白色の交差斜線がついているもの	<p>狭あい道路の「整備促進道路線」</p> <p>「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき、狭あい道路(幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの)のうち、特に整備の促進を図る必要があると認めるものとして市長が指定したものを指します。</p> <p>注1) 「整備促進道路線」に接する敷地で狭あい道路の拡幅整備を行う場合には、舗装費用や整備支障物件の除去費用のほか、擁壁の築造費工事費の助成やすみ切り用地寄付奨励金の交付などの助成を受けることができます。</p> <p>注2) 「整備促進道路線」に接する敷地で建築等を行う場合は、確認申請等の提出の30日前までに、建築局建築防災課と協議を行ってください。</p>
	<p>狭あい道路整備促進道路線については、建築局建築防災課のWEBページでご確認ください。</p> <p>http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/tenbou/bousai/index.html</p>

建築基準法第42条の道路	<p>法第42条第1項第5号道路(道路幅員4m以上)</p> <p>⇒土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等による規定を遵守する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの</p> <p>注1) 指定時の道路位置、幅員及び避難道路の位置等について、建築局建築情報課で位置指定図を閲覧できますのでご確認ください。また指定時の道路幅員が確保されているか、現地調査によりご確認ください。指定幅員が確保されていない場合は道路形態を原則復元する必要があります。</p> <p>◆以下の場合は 建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定幅員と現況幅員が相違がある場合 ② 幅員4m以上で公道に修繕されている場合(事前に公道の位置、幅員等をご確認ください。) ③ その他疑義・不明な点等がある場合 <p>◆「認定路線図」「道路台帳区域線図」「道路台帳平面図」は道路局道路調査課(関内中央ビル(セルテ西)2階)にて閲覧できます。また横浜市ホームページの行政地図情報(よこはまのみろ)でもご覧いただけますので下記のURLでご確認ください。</p> <p>URL: http://www.city.yokohama.jp/gouroudachou/</p> <p>◆「道路台帳区域線図」が存在しない場合は各区土木事務所にて閲覧できる「道路等境界明示図・復元図」(通称指定図)をご確認ください。ただし、図面がない場合もございます。各区土木事務所の場所については下記のURLでご確認ください。</p> <p>URL: http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menue/20140225170306.html</p>
	<p>法第42条第2項道路</p> <p>⇒法施行日(昭和25年11月23日)に現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道路</p> <p>※横浜市では、法施行日(昭和25年11月23日)に現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満1.8m以上の道路を一括指定しています。</p> <p>注1) この道路に接する敷地に建築物を建築する場合、道路の中心線から2m後退した線を道路の境界線とみなし、門扉等を後退させる必要があります。また、道路後退部分は、道路の一部であり、建築物の敷地に含まれません。</p> <p>注2) 2項道路の中心等の詳細については、現況図、公図、道路等境界明示図・復元図等、当該敷地に関する資料をご持参のうえ、建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。</p> <p>注3) 道路幅員が4m以上の場合、新たな事実確認の判明により、法第42条第1項の道路に該当する可能性がありますので、現況図、公図、道路等境界明示図・復元図等、当該敷地に関する資料をご持参のうえ、建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。</p> <p>注4) 個々の道については、これまでの確認申請の資料等を根拠として2項道路と扱っていますが、詳細な調査等により、他の道路等に変更になる場合があります。</p>
建築基準法第43条の道路状況	<p>法第43条第1項ただし書きの許可を要する道路状況</p> <p>⇒法第42条に規定する道路に該当しない</p> <p>⇒この道路状況に接する敷地に建築物を建築する場合、法第43条第1項ただし書きの許可が必要となりますので、建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。</p> <p>注1) 許可にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法施行規則で定める基準に適合する建築物であること ② 特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物であること ③ 建築審査会の同意を得た建築物であること <p>以上の条件をすべて満たす必要があります。したがって、この道路状況に接していても、必ずしも許可になるとは限りません。</p> <p>注2) 許可については、建築行為を行う都度必要となりますので、過去に許可を得た場合でも、その後の道路状況の変化や建築計画の内容によっては、許可ができない場合や新たな条件が発生する場合があります。</p>
注意事項	行政指導により、拡幅や土木事務所等への相談が必要となる道路がありますので、建築局建築道路課の窓口にご来庁いただき、ご相談ください。

建築基準法の道路種別については、建築局建築道路課のWEBページでご確認ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/shidou/doro/index.html>

整備促進道路線 凡例	
白色の交差斜線がついているもの	<p>狭あい道路の「整備促進道路線」</p> <p>⇒「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき、狭あい道路(幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの)のうち、特に整備の促進を図る必要があると認めるものとして市長が指定したものを指します。</p> <p>注1) 「整備促進道路線」に接する敷地で狭あい道路の拡幅整備を行う場合には、舗装費用や整備支障物件の除去費用のほか、擁壁の築造費工事費の助成やすみ切り用地寄付奨励金の交付などの助成を受けることができます。</p> <p>注2) 「整備促進道路線」に接する敷地で建築等を行う場合は、確認申請等の提出の30日前までに、建築局建築防災課と協議を行ってください。</p>
	<p>狭あい道路整備促進道路線については、建築局建築防災課のWEBページでご確認ください。</p> <p>http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/tenbou/bousai/index.html</p>

印刷 閉じる

問合せ先
 横浜市建築局建築指導部建築道路課
 電話 045-671-4510